

# 荒川太郎右衛門地区自然再生事業

---

## 実施計画について

平成18年8月26日

荒川上流河川事務所

## 1. 意向調査結果

### (1) 実施者としての参加の意思

はい・・・・・・・・・・44名  
 いいえ・・・・・・・・・・11名  
 無回答・・・・・・・・・・5名      (合計 60名)

### (2) 実施者として参加したい事業項目

事業名	事業番号	項目	人 数			
			合計	公募委員		行政委員
				団体	個人	
自然再生事業の施設整備	①	旧流路の流水路としての整備	13	11	2	0
		旧流路の保全				
		湿地及び止水環境の拡大				
		河川縦断方向の連続性確保				
	②	河畔林の保全	5	3	2	0
③	ハンノキ林の保全・再生	9	6	3	0	
環境学習・利活用施設整備	④	案内展示物、トイレ等	4	2	2	0
環境学習・利活用企画・運営	⑤	プログラムや体制の企画、指導者育成、指導、イベント等の企画・運営 他	17	9	6	2
維持管理	⑥	定期パトロール、ゴミ拾い、除草、機材の提供、ゴミの運搬・処理、各種施設整備結果の点検管理 他	28	14	10	4
モニタリング	⑦	植物調査、動物調査、物理環境調査、各種施設整備結果の調査、機材の提供 他	23	13	9	1
その他	⑧	上記以外で、太郎右衛門地区の自然再生に関する項目	6	3	1	2

複数回答有り

(3)実施者として取り組みたい事項

事業名	事業番号	項目	希望人数				実施者として取り組みたい事項 [ ]が一人あたりの意見 青字：団体委員からの意見、赤字：個人委員からの意見、黒：行政委員からの意見
			合計	NPO	地域住民	行政委員	
自然再生事業の施設整備	①	旧流路の流水路としての整備	13	11	2	0	[旧流路の流水路としての具体的整備手法の検討]、[湿地及び止水環境の具体的拡大手法の検討]、[河川縦断方向の連続性確保の具体的手法の検討]、[人工的に変化させた環境の自然蘇生。まず地形的に復元する]、[旧流路の流水路としての整備作業]、[湿地及び止水環境の計画]、[ビオトープ化の設計施工に参加し、フォローしない]、[旧流路の掘削や河岸整備]、[本川と3池の連続性の確保]、[在来種の繁殖環境の整備]、[激減している魚類の回復]
		旧流路の保全					
		湿地及び止水環境の拡大					
	②	河川縦断方向の連続性確保					
	③	河畔林の保全	5	3	2	0	[外来種等の選別、除去（手作業を中心に）]、[移植、間伐、除草等に参加可能]、[河畔林の間伐、倒木処理、下草刈り]
	④	ハンノキ林の保全・再生	9	6	3	0	[ハンノキの移植]、[移植、間伐、除草等に参加可能]、[ハンノキ林の移植作業を行いたい]、[ハンノキ林の種子採取から、幼木移植、間伐、下草刈り] [下草刈り、間伐、倒木の処理]、[ハンノキの移植作業]
環境学習・利活用施設整備	④	案内展示物、トイレ等	4	2	2	0	[施設の設備維持] [案内展示物]、[①自然環境学習広場の整備、②遊歩道の整備、③駐車場の整備、④自然環境学習広場等への取り付け道路・坂路等の整備]
環境学習・利活用企画・運営	⑤	プログラムや体制の企画、指導者育成、指導、イベント等の企画・運営 他	17	9	6	2	[現場に行って環境の大切さを示すイベントをやりたい]、[自然観察会など（地域内外の学生、一般向け）]、[プログラムや体制の企画、指導者育成、指導、イベント等の企画・運営 他]、[学習プログラム作成、学習者の案内、自然体験の企画]、[学習プログラム作成、指導者の育成システム]、[プログラムや体制の企画を行いたい]、[環境学習専門チームへの参加、イベントの開催、講演会の開催等]、[実施されるであろうイベント等の運営のお手伝い] [子供達に環境学習を通じて自然の大切さを指導。イベント等の企画運営]、[子供達を対象にした環境教育プログラムの企画・運営]、[プログラム作成、指導者育成と指導]、[プログラム作成、指導者育成指導、イベントの運営など] [江川流域における教育行事への支援後援等]（埼玉県河川砂防課）、[指導者育成、プログラム・イベント等の企画、運営]（桶川市）
維持管理	⑥	定期パトロール、ゴミ拾い、除草、機材の提供、ゴミの運搬・処理、各種施設整備結果の点検管理 他	28	14	10	4	[除草（全域）]、[全体的なパトロール、ゴミ拾い、除草]、[定期パトロール実施と景観上の問題関連]、[定期パトロール]、[湿地の外来種を除去して在来種を守る]、[自然の破壊活動を防ぐ]、[定期パトロール、機材の提供]、[植栽・草刈などの作業参加、ゴミ拾い]、[外来魚の駆除、水の導水管理]、[下見・観察会でのパトロール、年2回のクリーン大作戦、観察会等でのゴミ拾い、外来種の除草]、[上池、下池の堤防付近でのジャコウアゲハ、希少種の保護]、[ゴミ拾い、除草、機材の提供]、[定期的にゴミ拾い・除草作業のイベントに参加する程度]、[ゴミ拾い、外来種の駆除、老齢木の間伐]、[種子から若木の移植]、[地域のゴミ拾い]、[旧流路保全のためのゴミ拾い、旧流路周辺での除草]、[広い範囲でのゴミ拾い、除草活動への参加]、[定期パトロール、除草のやり方を業者、ボランティアに指導]、[上池内の除草、ゴミ拾い等]、[ゴミ拾い、除草] [ゴミ拾いの参加]（埼玉県河川砂防課）、[特に市域の除草・清掃]（桶川市）、[ゴミ拾い、ゴミの運搬・処分]（川島町）、[ゴミ拾い]（上尾市）

実施者として取り組みたい事項

事業名	事業番号	項目	希望人数				実施者として取り組みたい事項 [ ]が一人あたりの意見 青字：団体委員からの意見、赤字：個人委員からの意見、黒：行政委員からの意見
			合計	NPO	地域住民	行政委員	
モニタリング	⑦	植物調査、動物調査、物理環境調査、各種施設整備結果の調査、機材の提供 他	23	13	9	1	<p>[水域における魚類調査]、[植物調査、動物調査（全域）]、[ハンノキその他、動・植物調査、水質調査など]、[植物調査、動物調査、物理環境調査、各種施設整備結果の調査、機材の提供]、[流水路、湿地等の物理的環境調査、効果の調査]、[植物調査、動物調査、継続的調査]、[湿地の植物調査]、[基本的条件の変化]、[植物調査]、[動物生息調査への参加・候補、植物調査への参加・補助]、[稚魚の育成、放流]、[上池・中池・下池での希少種の生物調査]</p> <p>[動物・植物調査の手伝い程度]、[植物・動物調査]、[定期的に動・植物の調査を]、[旧流路周辺の植物調査]、[上池・中池・下池を中心とした水辺植物の調査]、[植物調査、周辺の生活・文化の調査、聞き取り]、[動植物の種類や個体数]、[植物調査]、[自然再生事業が河川の生態系に及ぼす影響について考えたい]、[植物調査]</p> <p>[特に市域内の調査]（桶川市）</p>
その他	⑧	上記以外で、太郎右衛門地区の自然再生に関する項目	6	3	1	2	<p>[環境を守る地域のあり方等について考える場を設けたい]、[太郎右衛門サイトの運営などの自然再生事業に係わる情報共有システム]、[市民団体間の意見調整と合意形成のための組織運営]</p> <p>[市民との交流活動の企画]</p> <p>[専門委員会へ参加し、諸関係機関との連携]（埼玉県河川砂防課）、[自然再生に関する各種事業への協力]（川島町）</p>

## (4)その他の意見

No	選択項目	その他の意見
1	⑦	モニタリングは希少動物だけを問題にするのではなく、全種を明らかにする必要がある。今希少種でない種もまもなく希少種になり得るし、カワウのようにかつて希少種だったものがそうでなくなる場合もある。
2	⑤、⑥、⑧	会議でふれられていたエコロジカルネットワーク委員会を作る必要があると思います。
3		「チラシの配布、呼びかけなど一般市民に対する広報」では協力できるが、「実施者」として主体的に取り組むことは出来ません。
4	①、⑦	事業実施段階における実験的取り組み、整備効果のモニタリングに参画したいと思います
5	②、③、⑤、⑦	今後の再生事業に危険物の除去はしないのでしょうか。すべきと考えています。
6	⑥、⑦	参加希望は個人のもので、団体としての参加については未定。なお、すでに三ツ又沼ビオトープ、サクラソウトラスト地の環境管理への参加もあり、どれだけできるか不安があります。このアンケートには「エコロジカルネットワーク委員会」の事が挙がっていませんが、委員会の立ち上げについて進めて下さい。
7	①、⑥、⑦	別紙-1の「70年前の荒川旧流路において・・・」の文言を「80年前・・・」に改められませんか？捷水路工事着手前の状態である事を明確にする。
8	①	事業番号①については参加可能かどうか判断できる具体的な内容を例示して欲しかった。
9		ハンノキ移植でも除草でも何でも進んで取り組むつもりです。しかし、この事業全体の行方が自然破壊事業となった時はその限りではない
10	①、⑥、⑦	太郎右衛門の湿地環境の回復に10tの流水は不要です。荒川に堰を作って導水するなどバカげた計画は止めるべきです。0.5～1tの水で十分湿地は実現します。止水環境にいる魚、流水環境にいる魚、蛇行流路の意味を全く理解されていないと思います。2mの水深は築堤のための土を得たいがため、自然再生とは何の関係もありません
11	②、③、⑤、⑥、⑦	1) 水田は生物多様性からも重要であり、生物の生息空間の維持、質の向上を図る。2) 畑地における表土の保全による生物多様性の向上。3) 地域の活性化が図れるような太郎右衛門自然再生地の「シンボル」をつくる。環境系の人々だけではなく、いろいろな人達が集まる仕組み作り。文化的、社会的デザインの構築。4) 実施者としての責任について十分な討議を必要とする。5) 保全管理に必要な道具類の保管、保管場所についての考慮。
12	⑤	特に子供対象に環境学習のお手伝いをして未来の大人を多く指導したいです。

No	選択項目	その他の意見
13	⑤、⑥、⑦	自分が参画出来そうな事業は少ないと思いますが、出来る範囲で協力して、自然再生事業に携われたらと思います
14	⑥、⑦	除草がどういう具合で行われるのかわかりませんが、器材は危険物なので個人参加の場合の安全管理体制が整っている事が望まれます。
15		前回もこのようなアンケートがありました。協議会のあり方として、疑問を感じます。まだ、どのように自然再生にするのかの具体的なイメージが共通認識とされていない時期に、それぞれのやれることを書け、といわれても、それぞれの認識が違いすぎると思います。施策メニューと、示された参画メニューとの間には大きなギャップがあります。ある程度、具体的なイメージが出来上がり、メンバーの想像力が近づいたときでないと、メンバーの思いの違いが、トラブルともなります。今後のスケジュールや方向性が見えないままに、ボランティアとして働けといわれているのでは、主体的な参画の基に行政と市民の協同作業は、絵に書いた餅です。 多くの参加者を振り分けたい気持ちは分かりますが、もう少し、共通認識を持つてからにすべきではないでしょうか。自然再生事業のマニュアルに囚われすぎているのでは。
16	⑥	専門的知識を持っていないので、体で参画したいと思います。
17	③、⑥	町の活性化の為、モトクロス施設との共存共栄が唯一の目標であった思いから外れ、実施者としての主体的に取り組む意欲はあまり有りませんが、地元でもあり、時間、都合のつく範囲で協力したい・・・。
18	⑦	⑤の環境学習に関心があるのですが、特別な知識も無いのでどうなのかと思っています。きつね等の動物は、元は堤内の森や林にいたと思います。河川敷に追い出されてしまうほど緑地はなくなってしまっています。湿地環境の保全と小動物の生息地として、この地域の最後のとりでとして、太郎右衛門自然再生事業を行って欲しい。
19	⑤、⑦	どんなに熱心に取り組んでも、目的、方向、評価などが違っていたら、活動は逆の効果をもたらします。このようなことが無いように助力させていただきたいと思います
20		前年、自然再生にかかわって来ましたので、多分お役にたつことはあると思いますが、手不足の所をお手伝いできるようにしたいと考えています。

## 2. 実施計画作成の進め方（案）

### （1）実施者

本協議会における「**実施者**」とは、事業の計画検討から実施（費用負担も含む）まで主体的に取り組む参加者をいいます。

- （例）○施設整備の実施者とは、施設整備の計画を立案し、施工を一連で行う
- 維持管理の実施者とは、維持管理計画を立案し、維持管理作業を行う
- モニタリングの実施者とは、モニタリング計画を立案し、調査実施を行う

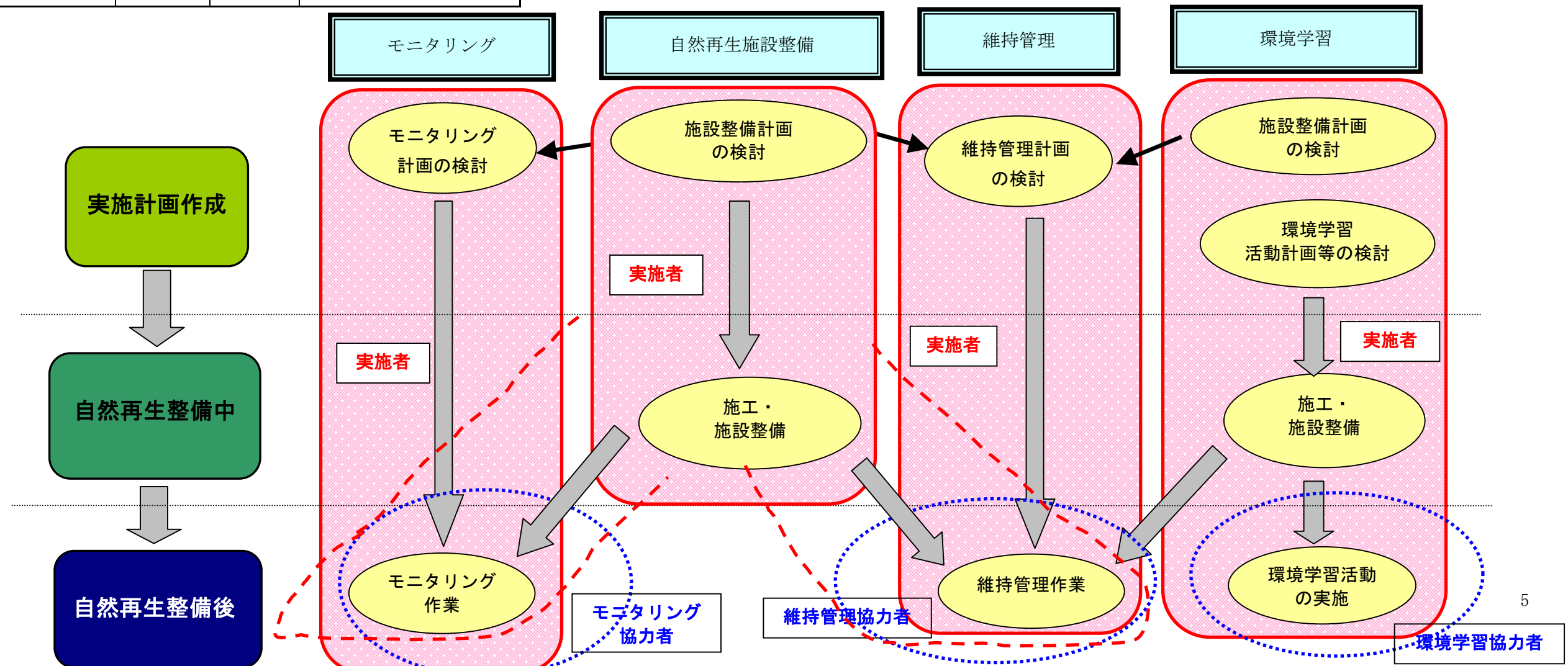
### （2）実施者のグルーピング

意向調査の結果を基に上記実施者の主旨を踏まえたうえで実施者をグループ分けしました。これは、今後、実施計画を作成するために検討を行うためのものです。

グループ	検討内容	公募委員		行政委員
		団体委員	個人委員	
A	自然再生事業の施設整備	9	2	荒上
B	環境学習・利活用施設整備 環境学習・利活用 企画・運営	9	6	荒上、埼玉県河川砂防課、 桶川市
C	維持管理	13	8	荒上、埼玉県河川砂防課、 桶川市、川島町、上尾市
D	モニタリング	13	9	荒上、桶川市

### （3）実施計画作成の流れについて

今後は、グループごとに実施計画作成に向けた議論を行っていきたいと思います。グループでまとめられた実施計画（案）は、協議会で協議します。



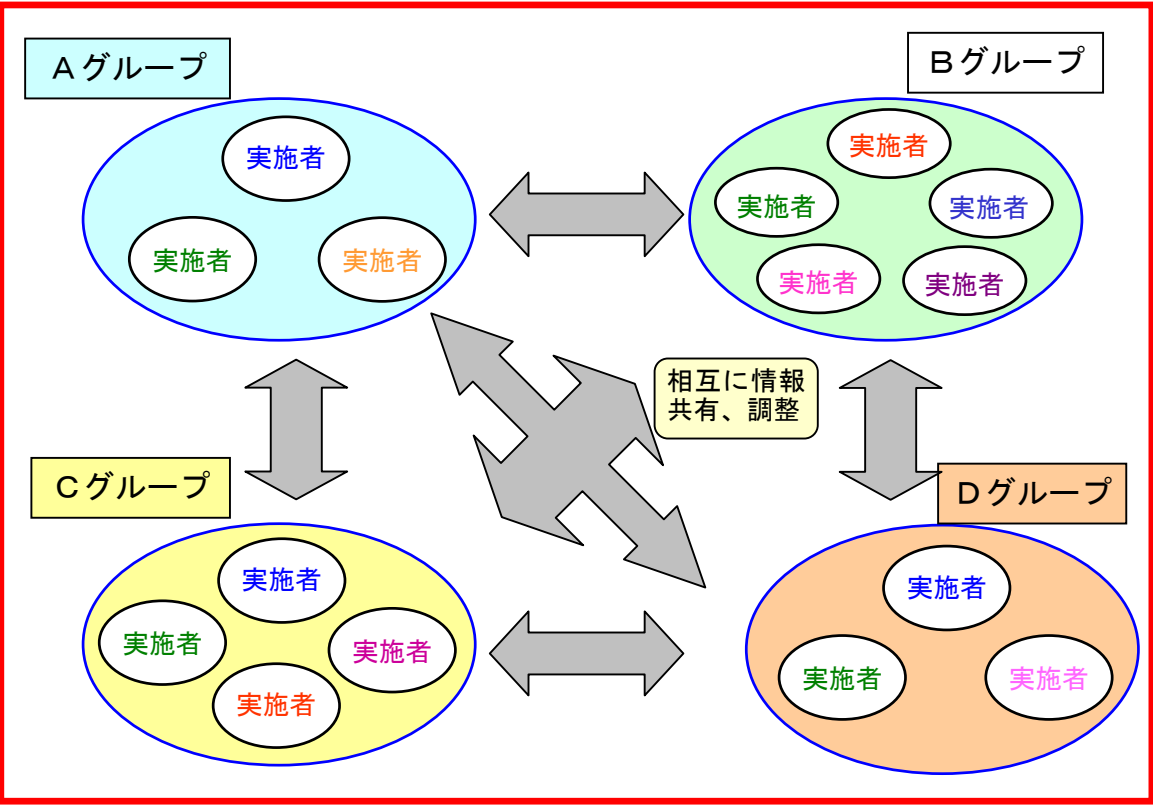


実施計画作成の流れ（案）

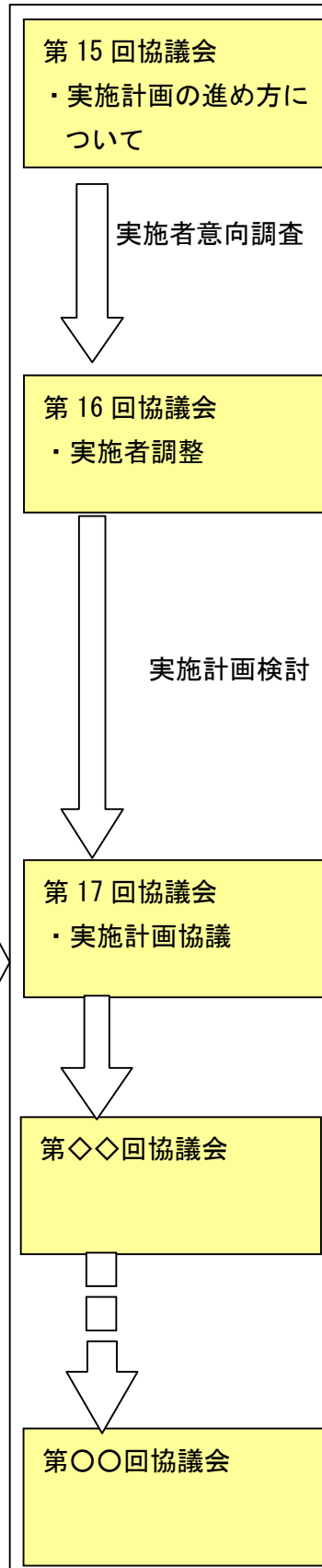
実施計画の作成

**自然再生推進法**  
 (実施者の責務)  
 第5条 この法律に基づいて自然再生事業を実施しようとする者は、基本理念にのっとり、自然再生事業の実施に主体的に取り組むよう努めなければならない。  
 (自然再生事業実施計画)  
 第9条 実施者は、自然再生基本方針に基づき、自然再生事業の実施に関する計画を作成しなければならない。  
 3 実施者は、自然再生事業実施計画を作成しようとするときは、あらかじめ、その案について協議会において十分に協議するとともに、その協議の結果に基づいて作成しなければならない。

- 実施者として取り組む事業について意向調査を行い、役割分担を決定します。
- 実施者はそれぞれの自然再生事業について実施計画を作成します。
- 協議会において実施計画案の協議を行います。



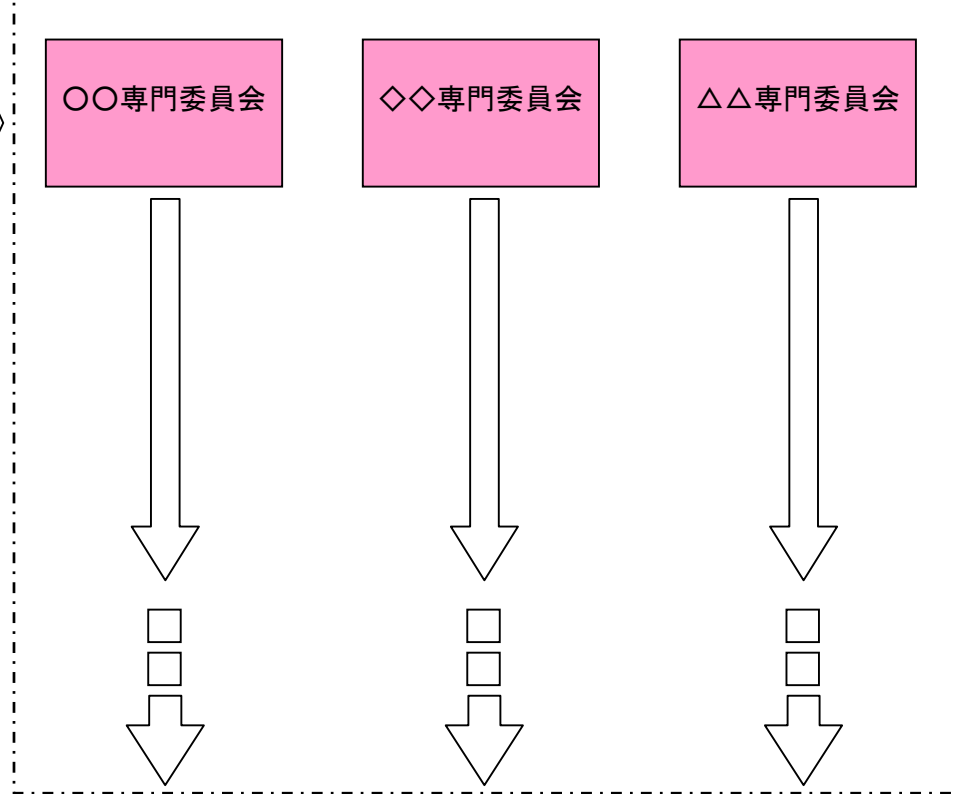
協議会



専門委員会

**荒川太郎右衛門地区自然再生協議会設置要項**  
 (協議会の会議)  
 第12条 協議会の会議は、会長が召集する。  
 4 会長は、協議会の会議の進行に際して専門的協議を必要とする場合若しくは、委員より専門的協議の発議があり第12条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得た場合、協議会の会議と別に専門委員会を設置し専門的協議を要請することができる。

- 必要に応じて専門委員会を設置します。
- 専門委員会では実施計画の作成にあたり専門的な議論を行い、その結果を協議会に提出します。



実施計画作成

# 実施者の事業分担例(イメージ)

